



令和5年1月30日

江南市教育委員会 様

江南市石枕町神明82番地

江南市立図書館

館長 山本 崇喜

令和5年度江南市立図書館学習室の休館日開放について

図書館学習室の休館日開放を実施するにあたり、江南市立図書館の管理及び運営に関する規則（昭和51年教育委員会規則第1号）第2条第2項及び第3条第2項の規定に基づき、教育委員会の承認をいただきますようお願いいたします。

また、規則第3条第1項第3号に規定する特別整理期間（蔵書点検期間）については、下記のとおりとします。

記

1 学習室の休館日開放

別紙「図書館学習室の休館日開放（令和5年度）」のとおり

2 特別整理期間（蔵書点検期間）

令和5年11月20日（月）から11月29日（水）まで（10日間）

（参考）

江南市立図書館の管理及び運営に関する規則（抜粋）

（開館時間）

第2条 条例第6条に規定する図書館の開館時間は、午前9時から午後8時までとする。

2 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、あらかじめ教育委員会の承認を得て開館時間を変更することができる。

（休館日）

第3条 条例第6条に規定する図書館の休館日は、次のとおりとする。

(1) 1月1日から同月4日まで及び12月29日から同月31日まで

(2) 館内整理日 毎月第2及び第4木曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日にあたる場合は、その翌日

(3) 特別整理期間 年間約10日間

2 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、あらかじめ教育委員会の承認を得て休館日を変更することができる。

(別紙)

図書館学習室の休館日開放（令和5年度）

① 館内整理日（第2・第4木曜日）

日にち	開館時間	日にち	開館時間	日にち	開館時間
令和5年 4月13日(木)	9:00 ～ 17:30	8月10日(木)	9:00 ～ 17:30	12月14日(木)	9:00 ～ 17:30
4月27日(木)		8月24日(木)		12月28日(木)	
5月11日(木)		9月14日(木)		令和6年 1月11日(木)	
5月25日(木)		9月28日(木)		1月25日(木)	
6月8日(木)		10月12日(木)		2月8日(木)	
6月22日(木)		10月26日(木)		2月22日(木)	
7月13日(木)		11月9日(木)		3月14日(木)	
7月27日(木)				3月28日(木)	

※11月第4木曜日は特別整理期間（蔵書点検期間）に含まれています。

② 特別^理整備期間（蔵書点検期間：10日間）

日にち	開館時間	日にち	開館時間	日にち	開館時間
令和5年 11月20日(月)	9:00 ～ 17:30	11月23日(木)	9:00 ～ 17:30	11月27日(月)	9:00 ～ 17:30
11月21日(火)		11月24日(金)		11月28日(火)	
11月22日(水)		11月25日(土)		11月29日(水)	
		11月26日(日)			

③ その他

- ・施設点検等により変更となる場合があります。
- ・年末年始（1月1日から同月4日まで及び12月29日から同月31日まで）は開放しません。

〈参考〉学習室利用区分

- ① 9:30～12:00、②12:30～15:00、③15:30～17:30、④18:00～19:45

江南市運動部活動の地域移行に関する検討委員会設置要綱（案）

（設置）

第1条 江南市における運動部活動の今後の地域連携に関し必要な事項を協議するため、江南市運動部活動の地域移行に関する検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会は、次に掲げる事項について、調査及び検討し、その結果を教育委員会へ報告する。

- （1）江南市の運動部活動の地域移行に関する事項
- （2）前号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項

（組織）

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱又は任命する。

- （1）スポーツ団体関係者
- （2）PTA等保護者関係者
- （3）教育・行政機関関係者
- （4）学識経験を有する者

（任期）

第4条 委員の任期は委嘱又は任命の日から1年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合は、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は委員の互選により選任し、副委員長は委員長が指名する。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠けたとき、又は事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、この要綱の施行の日以後最初に開催する会議については、教育長が招集するものとする。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。ただし、書面をもって委任した者は出席とみなす。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議の出席を求め、意見を聴き、又は説明若しくは資料の提出を求めることができる。

(作業部会)

第7条 委員会に、作業部会（以下「部会」という。）を置く。

- 2 部会は、第2条に規定する事項の調査及び検討並びに計画の素案を作成する。
- 3 部会は、教育委員会の教育・行政機関関係者及びスポーツ団体関係者で組織する。
- 4 部会長は、教育部長をもって充てる。
- 5 部会長は、必要に応じて部会を招集し、部会の会議を総理する。
- 6 部会長は、部会の経過及び結果を委員会に報告するものとする。

(報告)

第8条 委員会は、会議の内容並びに調査及び検討した事項を教育委員会に報告しなければならない。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、スポーツ推進課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。